

2025 年度基本方針・事業計画

私たちは、2040 年の社会の姿を見据えた地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士という専門職の職能団体として、行政や関係機関と協働しながら、地域包括ケアシステムの構築への取り組みを続けています。人々のウェルビーイングを支えることは社会福祉士としての責務であり、その認識が社会の中に広がることを通して、これからますます地域共生社会の担い手としての期待が高まっていくと考えられます。これに応えるべく活動を展開してまいります。

現下の情勢としては、社会福祉士の有資格者が増加する一方、本会の会員数は横ばいで推移しております。これは、新規入会者と同程度の退会者があることを示しており、勤務先を退職する以外にもさまざまな理由が考えられるところですが、会員の声を真摯に受け止め、会の一員として続けたいと思えるような事業のあり方を追究していきます。また、会員数を増やすために、日頃より養成校や各職場との連携を密にし、組織に属していない有資格者に対し SNS やイベントなどを通じた普及啓発活動を創意工夫しながら実践してまいります。

次世代へのアプローチとしては、社会福祉士の活動について知ってもらうためのマンガ冊子を制作し養成校を中心に配布したところ、大きな反響がありました。このような学生に向けた活動を今後も積極的に展開していきます。

また本会は、広大な地域という他都府県士会にはない地理的特殊性を有し、会議や研修で集合するにあたって時間や財政面での制約が大きいという課題があります。オンラインツールを効果的に活用するとともに、対面での研修やイベントも、会員間の関係構築に重要な役割があると考えられることから、その意義が伝わるようなあり方を検討し、実施してまいります。

広域な連携について、かねてより交流を深めていた東北 6 県の社会福祉士会で構成される東北ブロック連絡協議会に、一昨年より本会も参加し「東北・北海道ブロック連絡協議会」となりました。2026 年は青森県で全国大会が開催され、2028 年には北海道が研修大会の開催担当となります。本会として東北 6 県とともに役割を担いながら、より強い協力関係を構築していきます。

財政面は会員数が伸び悩んでいることもあり、厳しい状況が続きます。道民のため、会員のために本会が果たすべき役割をしっかりと認識し、実習指導者の養成や、基礎研修やスーパービジョン、倫理研修など資質向上に資するための研修、社会におけるニーズが高まっている災害支援、虐待対応、子ども家庭支援への取り組みといった優先すべき事業を強化する一方、既存事業を見直すなどメリハリのある事業執行に心掛けてまいります。

以上を踏まえ、2025 年度の基本方針と重点的取り組みとして次の 5 つを柱に事業計画を策定しました。さらに、他の専門職団体との連携、地域住民との協働を強化し、会員のみなさまのご意見を反映させながら、活動を展開、発展させていきます。

I. 基本方針と重点的取組

1. 次世代人材育成及び会員間交流への取り組み

- (1) 若年層新規入会者に対する会費一部免除のキャンペーンを継続し、次世代の会員確保を図る
- (2) 新カリキュラムの社会福祉士養成課程における質の高い実習指導者の養成に取り組む
- (3) 地区支部間や会員同士の交流を図るため、全会員を対象とした交流会を開催する
- (4) 東北・北海道ブロック連絡協議会による他県士会との協力体制の強化

2. 生涯研修制度の充実と実践力強化

- (1) 認証研修の開催に向けた、プログラムの再構築と認証機構に認定取得

3. 権利擁護の推進及び推進体制の強化

- (1) 市町村や各種機関、他士業団体と連携し、成年後見制度の普及・啓発を促進すると共に権利擁護支援の充実に寄与する
- (2) 虐待防止に向けた研修の開催や虐待対応を行う市町村との連携などに取り組む

(3) 市町村や各種機関と連携し、ハンセン病・自殺・生活困窮・いじめ・虐待・身元保障問題など、解決困難な社会的課題に対する取り組みや啓発を強化する

4. 災害支援体制及び連携の強化

(1) これまでの災害支援で培ってきた経験を活かし、道や市町村、各専門職団体と連携し、平時及び災害発生時に被災地への支援を円滑に行うための支援体制を強化する

5. 倫理綱領及び行動規範遵守の徹底

(1) 改定された倫理綱領及び行動規範遵守の取り組み・啓発を継続して行う

(2) 全会員対象の「社会福祉士としての倫理に関する研修」を実施する

II. 事業計画

事業計画は、定款及び諸規則に基づき、理事会において作成し、実施する。

公益社団法人北海道社会福祉士会定款

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 社会福祉の援助を必要とする住民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 社会福祉に関する知識及び技術の普及及び啓発に関する事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業
- (5) 相談援助従事者の養成及びその技術の研鑽に関する事業
- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 企画総務委員会

(1) 定款第4条第2号に基づく事業

①社会福祉士セミナーの開催

地区支部社会福祉士セミナーの開催（各地区年1回）

②北海道福祉人材センターへの協力

1)福祉人材センター運営委員の派遣

2)福祉職場ガイダンスへの会員の派遣・協力

③広報・情報活動の実施

1)ホームページ・Facebook・会員専用メール配信・LINE公式アカウントでの情報配信等の管理運営・充実

2)機関紙（かわら版）の発行（年3回）

④各種声明・政策提言の実施

1)各委員会の連携による制度施策等の動きへの声明、提言発出の実施

2)市町村における取組内容と現状、今後の方針に関する調査研究の実施

(2) 定款第4条第4号に基づく事業

①国家試験全国統一模擬試験等の実施

②社会福祉士の資格取得支援に関わる助言、協力

1)国家試験実施日に各地区会場において激励活動並びに本会の周知を行い、資格取得後の入会を促す

2)国家試験受験対策講座の開催検討

(3) 定款第4条第6号に基づく事業

東北・北海道ブロック研修大会、実践研究集会実践発表者推薦

(4) 定款第4条第7号に関する事業

①関係団体等との連携

- 1) 北海道医療・福祉関係職能団体（北海道医師会、北海道看護協会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会、北海道介護福祉士会等）との連携
- 2) 四団体（北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会、北海道介護福祉士会、本会）会長会議の開催
- 3) ソーシャルワーカーデーでのイベント事業（7月、9月）
- 4) その他、会活動にとって有益となる事業への共催、後援等

(5) 定款第4条第8号に基づく事業

①会員交流会の実施

2. 生涯研修委員会

(1) 定款第4条第3号に基づく事業

①生涯研修の促進

- 1) 基礎研修Ⅰの実施（講義：e-ラーニング 演習：集合4回 7会場）
- 2) 基礎研修Ⅱの実施（講義：e-ラーニング 演習：集合12回 7会場）
- 3) 基礎研修Ⅲの実施（講義：e-ラーニング 演習：集合16回 3会場）
- 4) 生涯研修担当者全国会議への担当理事等派遣（年1回）
- 5) 生涯研修委員会の運営（日本士会生涯研修担当者会議、東北・北海道ブロック生涯研修担当者会議への出席）
- 6) 認定社会福祉士制度の周知と研修認証申請の促進
- 7) スーパービジョンの実施及び運営管理体制の構築（基礎研修Ⅲ修了・認定更新の方を主な対象とする）
- 8) 実践研修の促進
- 9) 研修担当講師の養成（日本社会福祉士会主催研修受講時の道士会による受講費用助成、伝達研修の実施）

3. ぱあとなあ北海道運営委員会

(1) 定款第4条第1号に基づく事業

①権利擁護・利用者支援事業の推進 ～ 権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」の運営

- 1) 権利擁護・成年後見相談の実施
事務局常勤相談員による電話・来所相談
- 2) 後見活動の支援
 - a) 成年後見人材育成研修（前期：9月、後期：1月）
 - b) 名簿登録研修（1月）
 - c) 家庭裁判所への候補者名簿の提供（年1回）
 - d) 成年後見人選任の調整（随時）
 - e) ぱあとなあ登録及び報告書の管理・確認（定期報告・・・年1回、2月）
 - f) 地区支部ぱあとなあ登録者及び成年後見人受任者勉強会の開催（各地区年4回）
 - g) 未成年後見養成研修（日本社会福祉士会、他県士会主催）修了者の名簿追記登録
- 3) 成年後見・権利擁護活動の普及・啓発
 - a) 「成年後見・権利擁護セミナー」の開催（各地区年1回）
 - b) 各種権利擁護関係研修会への講師派遣
 - c) 成年後見制度利用促進法の普及・啓発の推進
- 4) 倫理綱領・行動規範研修

「社会福祉士としての倫理に関する研修」を実施（11月）

5) 関係機関・職能団体との連携

- a) 弁護士会、司法書士会「リーガルサポート」等との連携
- b) 日常生活自立支援事業実施機関との連携
- c) 家庭裁判所との連携
- d) 後見支援実施機関である市町村等との連携
- e) 市民後見人養成機関及び後見センターとの連携

6) ぱあとなあ北海道運営委員会の運営

- a) ぱあとなあ北海道運営委員会の開催（月1回）
- b) 日本士会連絡会議等、各種全国会議への担当理事派遣（随時）

② ぱあとなあ北海道業務監査委員会

- 1) ぱあとなあ業務監査委員会の開催（6月）
- 2) ぱあとなあ北海道が行う活動報告の点検及び活動実態の把握並びに必要な指導

4. 現場実習指導者研修委員会

(1) 定款第4条第2号に基づく事業

① ソーシャルワーカー啓発コンテンツ作成

中高生や若年層向けに、社会福祉士の資格やソーシャルワーカーとしての仕事についてまとめたコンテンツを制作。

- 1) 漫画を制作⇒SWの漫画をPDFで制作する
- 2) 漫画の印刷、道内中学高校及び養成校に郵送配布
- 3) 養成校学生等の外部協力者も検討

(2) 定款第4条第3号に基づく事業

① 社会福祉士養成のための現場実習指導者の育成

1) 社会福祉士現場実習指導者養成研修会の開催（1, 2日目9月／オンライン 3日目10月／か
でる2.7 状況によりオンライン 定員100名程度）

2) 社会福祉士現場実習指導者フォローアップ研修会の開催（5月、11月／かでる2.7 状況によ
りオンライン）

※現場実習指導者養成研修修了者、今後研修を受ける予定にあるスーパーバイザーを対象に、ス
ーパービジョンスキル維持向上を目的とした研修を実施。

※5月：60時間実習を対象とした実践報告研修 11月：180時間実習を対象とした実践報告研
修

3) 日本社会福祉士養成校協会北海道ブロック、日本社会福祉教育学校連盟北海道ブロック支部等
との連携

4) 現場実習指導者研修委員会の運営（毎月開催。年1回集合、その他はオンライン）

5) 各種全国会議への担当理事もしくは委員の派遣（随時）

5. 地域包括支援センター支援委員会

(1) 定款第4条第3号に基づく事業

① 地域包括ケアの推進

1) 地域包括支援センター社会福祉士向け高齢者虐待対応現任者標準研修の開催（5月末／札幌で
の開催 3日連続）

2) 地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修会の開催（認証研修）（前期9月、後期3月
予定）

3) 各地区支部での地域包括ケア推進研修会の実施（各地区支部で実施）

- 4) 地域包括支援センター支援委員会の運営（年4回／5月、8月、11月、3月）
- 5) 北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会との連携（運営委員派遣）
- 6) 虐待対応専門研修（講師養成）への会員の派遣
- 7) 高齢者虐待対応に関する専門職チーム研修への派遣
- 8) 各種全国会議への担当理事もしくは委員の派遣

6. 障がい者等地域生活支援委員会

(1) 定款第4条第5号に基づく事業

①障がい者等の地域生活支援の推進

- 1) 障がい者等人権啓発セミナーの実施（年3回 6月、10月、2月／オンライン）
- 2) 施設従事者虐待防止研修の実施（10月／ハイブリッド開催）
- 3) 高齢者分野等との連携による障がい者虐待への防止対応、啓発普及
- 4) 障がい者等地域生活支援委員会の開催（年4回）
- 5) 障がい者の地域生活支援研修実施内容協議

7. 生活困難者支援委員会

(1) 定款第4条第8号に基づく事業

①生活困難者支援委員会の開催（年1回集合開催）

②ハンセン病問題協議会等関係団体との協働・連携、通信の発行による啓発 ハンセン病市民学会熊本開催（5月10日、11日）への参加、協力

③生活困難者支援委員会関連の講師養成研修への派遣

④生活困難者支援委員会広報誌の発行（年1回）

⑤生活困難者支援セミナーの開催（11月／かでの2.7）

⑥自殺対策事業

自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策予防月間（3月）における啓発活動を実施

⑦生活困窮に関する連続講座

オンラインを活用し、基礎知識習得、所属機関や地域での実践展開を目的（8月～隔月4回予定）

⑧その他、生活困難とリンクする看過されがちな福祉ニーズに関連する取り組みへの積極的関与

8. 災害対策委員会

(1) 定款第4条第8号に基づく事業

①災害対策委員会の開催（年2回／7月、12月）

②災害支援活動が可能な会員募集

③大規模自然災害時における支援者養成研修会（11月／かでの2.7）

④北海道社会福祉協議会災害ボランティアネットワーク会議への委員派遣

⑤北海道災害福祉支援ネットワーク会議への委員派遣

⑥北海道災害派遣福祉チーム登録員研修へのチーム員派遣

9. 司法分野との連携特別委員会

(1) 定款第4条第8号に基づく事業

①司法分野との連携について、そのあり方、経費負担等について検討

②北海道弁護士連合会との連携についての協議

③各支部にて、司法分野との連携の実施および情報収集を行う。

④司法福祉担当者意見交換会への参加（11月／東京）

⑤【認証取得済研修】リーガルソーシャルワーク研修会（8月／オンライン）

- ⑥司法分野における社会福祉士の関与の在り方を考える学習会実施（11月／集合）
- ⑦刑事司法分野における実践報告会の開催（2月／オンライン）
- ⑧司法分野との連携特別委員会の開催（2か月に1回オンライン開催 11月旭川集合開催）

10. 子ども家庭支援委員会（2024年4月1日発足）

（1）定款第4条第8号に基づく事業

①委員会の開催

オンライン開催を基本とし、集合開催を予定するセミナーに併せて、集合による委員会開催も予定する。

- ②講演会・シンポジウムの開催（7月／ハイブリッド）
- ③子どもの未来を考える勉強会の開催（10月、2月／オンライン）
- ④オンライン意見交換会の実施（11月）
- ⑤こども家庭ソーシャルワーカーに関する情報発信

11. 虐待対応専門職チーム運営委員会

（1）定款第4条第1号に基づく事業

- ①虐待対応専門職チームによる会員の派遣・弁護士会との連携
- ②北海道高齢者虐待防止推進委員会との連携（委員派遣）

（2）定款第4条第3号に基づく事業

- ①虐待対応専門研修（講師養成）への会員の派遣
- ②高齢者虐待対応に関する専門職チーム研修への派遣
- ③虐待対応専門職チーム運営委員会の開催
- ④市町村虐待対応部署職員を対象とした、施設従事者虐待に対応する研修を実施

12. 個人情報内部監査委員会

（1）定款第4条第8号に基づく事業

本会における保有個人情報に関する内部監査を実施

III. 組織・運営強化

1. 事務局の運営、職員の配置

（1）事務局の運営

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階

（2）職員の配置

事務局長（常勤）1名 事務局員（常勤）2名 事務局員（パート）3名

2. 地区支部組織の強化

- （1）地区支部活動の推進
- （2）地区支部研修等事業の実施
- （3）地区支部自主活動への取組み
- （4）地区支部長・事務局長会議の開催（年1回）
- （5）地区支部会計担当・予算作成者研修の実施（年1回）
- （6）役員の地区支部派遣

3. 会員拡大

- （1）本会パンフレットの関係機関への配布
- （2）HP内会員専用ページの充実（求人情報等の掲載や会員相互の意見交換等）

(3) 賛助会員の加入促進（学生会員の検討）

(4) 社会福祉士国家試験受験日における激励活動【再掲】

国家試験実施日に各地区会場において激励活動並びに本会の周知を行い、資格取得後の入会を促す

4. 財務活動の強化

(1) 未納会費対策の強化

(2) 会計業務の委託

5. 広報・情報活動の実施

(1) ホームページ・Facebook・会員専用メール配信・LINE 公式アカウントでの情報配信等の管理運営・充実【再掲】

(2) 機関紙（かわら版）の発行（年3回）【再掲】

(3) ソーシャルワーカーデーでのイベント事業（7月、9月）【再掲】

6. 近県地域社会福祉士会との協働

東北・北海道ブロック協議会への参加

7. 会務の運営

(1) 総会の開催（6月28日／かでの2.7）

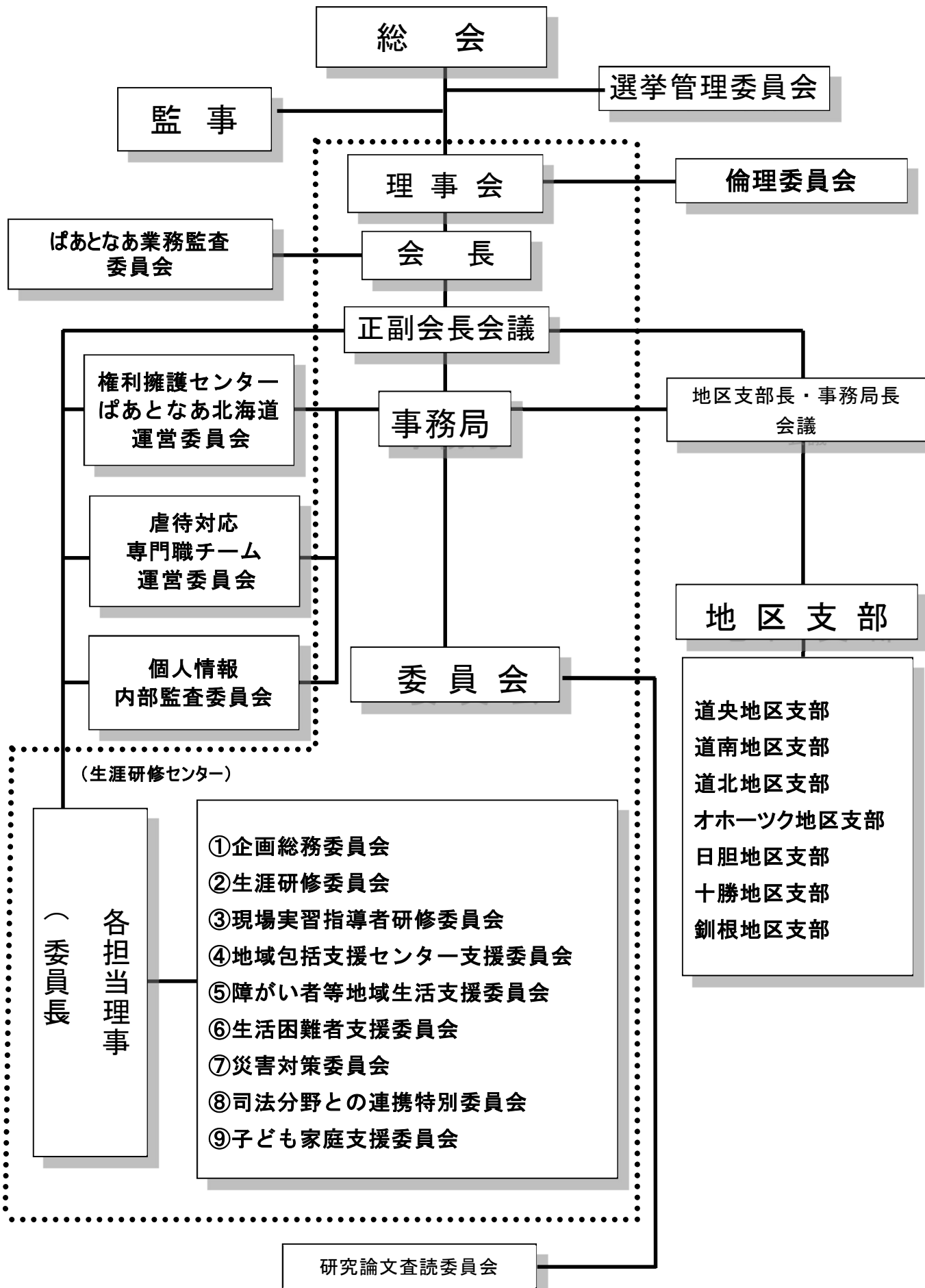
(2) 理事会の開催（5月10日・7月26日・10月25日・1月24日）

(3) 正副会長会議の開催（月1回）

8. 倫理委員会の設置及び運営

(1) 定例会の開催（年2回）

(2) 臨時会の開催（必要時）



委員会・事業部会の名称	所掌事務	
1. 企画総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○組織強化・会員拡大に関すること。 ○関係機関との連携、また関係機関・委員会等への役員・会員の派遣に関すること。 ○会員への研究助成事業及び研究誌の発行に関すること。 ○広報・機関紙・ホームページの運営、他情報配信に関すること。 ○会費の未納対策に関すること。 ○政策提言・外部声明に関すること。 ○総会・理事会の運営企画に関すること。 ○国家試験受験対策講座等、社会福祉士の資格取得支援に関わる事業への助言、協力 ○全道実践研究集会の企画運営に関すること。 	
2. 生涯研修委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョン体制構築に関すること。 ○生涯研修制度の普及に関すること。 ○基礎研修の企画運営に関すること。 ○認定社会福祉士制度への研修認証申請に関すること。 	
3. 現場実習指導者研修委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○現場実習指導者研修に関すること。 	
4. 地域包括支援センター支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター業務の支援事業に関すること。 ○高齢者虐待対応研修事業に関すること。 	
5. 障がい者等地域生活支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の地域生活支援に関すること。 ○障がい者虐待防止対応研修等に関すること。 	
6. 生活困難者支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者を限定せず、困りごとを抱える生活困難者に対する支援とその仕組みづくりに関すること。 ○いのちの大切さ、人権の尊重などソーシャルワークの基盤となる価値の啓発に関すること。 	
7. 災害対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○会が行う災害支援の仕組みづくりに関すること。 	
8. 司法分野との連携特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○被疑者・被告人・被害者等の支援に係る司法分野との連携に関すること。 	
9. 子ども家庭支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○未来ある子ども達が安全に安心して成長できる社会の構築に関すること。 	
【臨時委員会】 ①研究論文査読委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○公募によって採用された研究の論文の査読及び評価に関すること。 	
委員会規程から独立している委員会	権利擁護センター ばあとなあ北海道 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護センター「ばあとなあ北海道」の運営に関すること。 ○成年後見人養成研修に関すること。 ○権利擁護事業の普及啓発、各種研修の企画運営に関すること。
	倫理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○会員の行動規範に関すること。 ○会員の懲罰に関すること。 ○会員に対する苦情、中傷等が持ち込まれた時の対処に関すること。 ○会員の不服申立てに関すること。
	ばあとなあ 業務監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ばあとなあ名簿登録者の業務監査に関すること。 ○ばあとなあ北海道の業務全般の監査に関すること。
	選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○本会役員の選出に関すること。
	虐待対応専門職チーム 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待対応専門職チームの運営に関すること。
	個人情報内部監査 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の内部監査に関すること。